

ギフ鳥

— GifTori —

ふるさと納税による地域づくり団体応援制度

「ギフ鳥」は、ふるさと納税の仕組みを活用して、鳥取県内の地域づくり団体を応援していただく制度です。

制度の詳細は
こちら！



[ギフ鳥 申込みの流れ]

Setp

01

寄附する団体を選ぶ

2次元コードから
団体を選べます。→



Q. そもそも、ふるさと納税って何？

A. ふるさと納税とは、生まれた故郷や応援したい自治体に寄附ができる制度です。
手続きをすると、寄附金のうち2,000円を超える部分については所得税の還付、住民税の控除が受けられます。
(一定の上限はあります。)

Setp

02

寄附する

寄附は1/1～12/31の
期間で計算されます。

Setp

03

控除手続きをする

- ・確定申告が不要な給与所得者等である
- ・医療費控除等の控除を受けない
- ・年間の寄附先が5自治体以内

↓
該当しない

確定申告する

寄附した翌年の
2/16～3/15まで
に手続する必要
があります。

↓
該当する

ワンストップ
特例申請をする

ふるさと納税を行った自治体に
申請書を提出することで確定申
告が不要になる制度です。申請
書は、寄附した翌年の1/10まで
に提出する必要があります。

寄附の手続きは簡単**3**ステップ！
難しくありません。

詳しくは裏面をご覧ください。



● 寄附手続に関するQ&A



Setp

01

寄附する団体を選ぶ

Q1. ギフ鳥でどんな団体に寄附できるの？

A1. 鳥取県内で活動する様々な団体に寄附できます。右の2次元コードからご確認ください。



Q2. インターネットが使えないとできないの？

A2. 「郵便局からの払込み」により寄附する方法もあります。詳しくは問合せ先までご相談ください。

Setp

02

寄附する

Q3. いくら寄附するのがいいの？

A3. 寄附額の上限はありませんが、税の控除上限額を超えた部分の寄附は控除の対象外となりますので、ご注意ください。控除上限額は、寄附する方の収入や家族構成などにより決まります。

控除上限額算出
シミュレーション



Q4. 寄附金額は自由に選べるの？

A4. 寄附していただく団体が最低申込額を1口5,000円又は10,000円と設定しています。口数を増やして申し込みをいただくことで、ご希望の金額を寄附いただけます。
(金額は1口の倍数でのお申込みになります。)
例：15,000円の寄附をご希望の場合…
5,000円 / 1口 × 3口 = 15,000円

Q5. 鳥取県民もふるさと納税で寄附できるの？

A5. 鳥取県民の方も鳥取県にふるさと納税で寄附できます。この事業は応援したい団体を選んで鳥取県へふるさと納税していただくことで団体への寄附金としてお金が届き、税金の控除が受けられるという、自分が納める税金の使い道を自分で選んでいただける制度です。
(「鳥取県内19市町村」にお住まいの方が「鳥取県」に対してふるさと納税することも可能です。)

Q6. お礼の品がもらえるの？

A6. 寄附していただく団体がお礼の品を用意している場合がありますが、国の制度に基づきお住いの住所により取り扱いが異なります。なお、団体からのお礼状や活動報告等は県内外問わずお送りします。

- 鳥取県内の市町村にお住まいの方（住民票が鳥取県内）
→ お礼の品は**お送りできません**。
- 鳥取県外にお住まいの方（住民票が鳥取県外）
→ お礼の品を**お送りします**。

Q7. クレジットカードがないと寄附できないの？

A7. クレジットカードの他、銀行振込や電子決済サービス、郵便局からの払込みにより寄附できます。

Setp

03

控除手続をする

Q8. ふるさと納税で控除を受けるためには何を必要があるの？

A8. 控除を受ける方法は、2通りあります。1つは、ふるさと納税を行った翌年に確定申告を行う方法です。もう一つは、ふるさと納税を行った各自治体に申請することで確定申告が不要になる「ワンストップ特例制度」を利用する方法です。
(ワンストップ特例制度についてはQ12をご覧ください。)

Q9. ふるさと納税で控除を受けるためにはいつまでに手続する必要があるの？

A9. 確定申告の場合は、**寄附をした翌年の2/16～3/15までの間に**手続する必要があります。
(手続の詳細は、お近くの税務署にお尋ねください。)
ワンストップ特例制度の場合は、**寄附をした翌年の1/10までに**鳥取県にワンストップ特例申請書をご提出ください。
(詳しくはQ14をご覧ください。)

Q10. 控除を受けるためにはマイナンバーカードが必要な？

A10. マイナンバーカードをお持ちでなくても大丈夫です。確定申告、ワンストップ特例申請、いずれの場合も手続には、「①本人確認書類」と「②マイナンバーを確認するための書類」が必要です。

マイナンバーカード	①本人確認書類	②マイナンバーを確認するための書類
ある場合	マイナンバーカード(表面)の写し	マイナンバーカード(裏面)の写し
ない場合	「運転免許証」「パスポート」等 顔写真がついている 身分証明書の写し1点	マイナンバー通知カードの写し 又は 住民票(マイナンバー付)の写し

Q11. ふるさと納税をしても控除が受けられない場合はあるの？

A11. 年収や家族構成等によって控除上限額が決まりますが、控除上限額が0円という場合もあります。例えば、「65歳以上で収入が150万円以下の公的年金のみ」の場合は控除上限額が0円となります。
(Q3のシミュレーションも参考にしてください。)

Q12. ワンストップ特例制度って何？

A12. ふるさと納税を行った自治体に申請することで確定申告が不要になる制度です。寄附の申込の際に、ワンストップ特例制度の利用を希望し、送られてきた申請書を記入・本人確認書類を添えて返送することで手続きできます。なお、確定申告の場合は、寄附額が所得税と住民税から控除されますが、ワンストップ特例制度の場合は、全て住民税から控除されます。

Q13. ワンストップ特例制度を利用するにはどういう条件があるの？

A13. 以下の条件に当てはまる場合、ワンストップ特例制度を利用できます。

- ①1/1～12/31の間に寄附をした自治体数が5自治体までである方(5件ではなく5自治体です！)
- ②寄附をした自治体のうち、全てにワンストップ特例の申請書を提出する方
- ③給与所得者でかつ高額医療費の支払いがなく、医療費控除などの申告が不要な方

個人で事業を行っている方や不動産収入がある方、不動産や有価証券・会員権などの売却益や譲渡益などがあつた方、2,000万円以上の給与収入があつた方、2カ所以上の会社から一定額の所得がある方はふるさと納税を行ってなくても確定申告が必要になりますので、ワンストップ特例制度は利用できません。さらに医療費控除や住宅ローン控除を受ける方も、同様に確定申告を行ってください。

なお、ギフ鳥で複数の団体に寄附をいただいても、寄附をした自治体数としては、鳥取県1自治体となります。

Q14. ワンストップ特例制度を利用するにはどうすればいいの？

A14. ふるさと納税を申し込み際に、書面又は電子画面にてワンストップ特例制度の利用を選択してください。入金確認後、寄附金受領証明書とともにワンストップ特例申請書をお送りしますので、案内により申請書をご提出ください。

問合せ先

鳥取県 協働参画課 (鳥取市東町1-220)

TEL. 0857-26-7070

[E-mail] kyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp